

## 春日井市一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、一時的な保育需要に対応し、児童の福祉の向上を図るため、一時預かり事業（幼稚園型）の実施について必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱において一時預かり事業（幼稚園型）（以下「事業」という。）とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について主として昼間において、幼稚園又は認定こども園において一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

### （実施主体）

第3条 市は、次に掲げる施設の設置者（以下「実施主体」という。）に事業の実施を委託するものとする。

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項若しくは第3項により設置された認定こども園又は同法第17条第1項により設置された幼保連携型認定こども園
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第3条により設置された私立幼稚園で子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定により確認を受けたもの

2 前項各号に掲げる施設は、国が定める一時預かり事業実施要綱に定める設備、保育の内容及び職員の配置の基準を満たさなければならない。

### （実施の委託）

第4条 前条の規定により委託を受けようとする実施主体は、あらかじめ一時預かり事業（幼稚園型）実施申込書（第1号様式）に、一時預かり事業（幼稚園型）実施計画書（第2号様式）その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(委託契約の締結)

第5条 市長は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、実施主体と委託契約を締結するものとする。

- 2 前項の委託契約に基づく委託費は、予算の範囲内において支払うものとし、委託費の額は、別表に定める単価に一時預かりをした児童の延べ人数を乗じて得た額とする。

(対象児童)

第6条 事業の対象となる児童は、前条第1項の規定により委託契約を締結した実施主体が運営する園（以下「委託園」という。）に在籍し、市内に住所を有する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後、長期休業日又は休日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。以下同じ。）に委託園において一時的に保育が必要なものとする。

- 2 前項に規定する長期休業日とは、委託園が個別に定める学年始、夏季、冬季及び学年末の長期休業日で、次に掲げる日を除く日をいう。

(1) 休日

- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までのうち、前号に掲げる日を除く日

(利用料)

第7条 実施主体は、委託園を利用する児童（以下「利用児童という。」）の保護者から利用料及び事業の実施に必要な費用（以下「利用料等」という。）を徴収することができる。

- 2 利用料等は、実施主体が定めるものとする。

(委託費の請求)

第8条 実施主体が委託費の支払いを受けようとする場合は、半期毎に一時預かり事業（幼稚園型）委託費請求書（第3号様式）に一時預かり事業（幼稚園型）実施状況確認書（第4号様式）を添えて、各半期終了月の翌月10日までに市長に提出しなければならない。

(委託費の支払等)

第9条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、委託費を支払うものとする。

2 前項の委託費は、請求毎に支払うものとする。

(実績報告)

第10条 実施主体は、事業が終了した日から10日以内に、一時預かり事業（幼稚園型）実績報告書（第5号様式）に一時預かり事業（幼稚園型）実績調書（第6号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

(委託費の取消等)

第11条 市長は、実施主体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、委託費の支払額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した委託費の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 事業の内容を変更し、又は事業を中止若しくは廃止したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は委託費の支払について不正の行為があったとき。
- (3) この要綱に違反したとき。

(帳簿等の備付け)

第12条 実施主体は、当該事業の実施に関する帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備保管し、委託費の使途を明らかにしておかなければならない。

(事業内容の変更等)

第13条 実施主体は、当該支払いに係る事業の内容を変更し、又は中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(検査等)

第14条 市長は、実施主体に対して事業について必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月12日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年6月5日から施行し、改正後の春日井市一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱（以下「改正後の要綱」という。）別表の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の要綱別表の規定は、令和7年4月1日以後に実施した事業に係る委託費について適用し、同日前に実施した事業に係る委託費については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

別表（第5条関係）

| 種別                      | 単価                                                      | 備考                                                              |
|-------------------------|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| (1) 基本分（平日の教育時間前後の利用）   | 440円                                                    | 年間延べ利用児童数2,000人超の施設の場合                                          |
|                         | $(1,600,000円 \div \text{年間延べ利用児童数}) - 400円$ (10円未満切り捨て) | 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設の場合                                         |
| (2) 基本分（長期休業日の利用で8時間未満） | 440円                                                    | 年間延べ利用児童数2,000人超の施設の場合                                          |
|                         | 400円                                                    | 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設の場合                                         |
| (3) 基本分（長期休業日の利用で8時間以上） | 880円                                                    | 年間延べ利用児童数2,000人超の施設の場合                                          |
|                         | 800円                                                    | 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設の場合                                         |
| (4) 休日分                 | 800円                                                    |                                                                 |
| (5) 長時間加算分 1            | 150円                                                    | (1)については4時間（又は教育時間との合計が8時間）、(3)及び(4)については8時間を超えて2時間未満実施した場合の加算額 |
|                         | 300円                                                    | (1)については4時間（又は教育時間との合計が8時間）、(3)及び(4)については8時間を超えて2時              |

|              |      |                                                                         |
|--------------|------|-------------------------------------------------------------------------|
|              |      | 間以上 3 時間未満実施した場合の加算額                                                    |
|              | 450円 | (1)については 4 時間（又は教育時間との合計が 8 時間）、(3)及び(4)については 8 時間を超えて 3 時間以上実施した場合の加算額 |
| (6) 長時間加算分 2 | 100円 | (2)について 4 時間を超えて 2 時間未満実施した場合の加算額                                       |
|              | 200円 | (2)について 4 時間を超えて 2 時間以上 3 時間未満実施した場合の加算額                                |
|              | 300円 | (2)について 4 時間を超えて 3 時間以上実施した場合の加算額                                       |

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

施設名

氏 名

一時預かり事業（幼稚園型）実施申込書

このことについて、春日井市一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申込をします。

添付書類

一時預かり事業（幼稚園型）実施計画書（第2号様式）

第2号様式（第4条関係）

年度 一時預かり事業（幼稚園型）実施計画書

施設名 \_\_\_\_\_

1 年間予定利用者数

|            | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 延べ<br>利用者数 |    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |    |

2 実施時間

(1) 基本分

| 曜日 | 登園前預かり時間 | 教育時間     | 降園後預かり時間 |
|----|----------|----------|----------|
|    | 時 分～ 時 分 | 時 分～ 時 分 | 時 分～ 時 分 |
|    | 時 分～ 時 分 | 時 分～ 時 分 | 時 分～ 時 分 |

(2) 休日分

| 曜日 | 預かり時間    |
|----|----------|
|    | 時 分～ 時 分 |

※ (3)の長期休業期間における土曜・日曜保育についても休日分とする。

(3) 長期休業

| 実施日程（予定） | 預かり時間    |
|----------|----------|
| 月 日～ 月 日 | 時 分～ 時 分 |
| 月 日～ 月 日 | 時 分～ 時 分 |
| 月 日～ 月 日 | 時 分～ 時 分 |

※ 夏季保育やお泊り保育等の園全体の行事日は除く。



### 3 利用料等

(1) 1 回 \_\_\_\_\_ 円

(2) 1 時間 \_\_\_\_\_ 円

(3) 月 ぎ め \_\_\_\_\_ 円

(4) その他 \_\_\_\_\_ 円

※ 園で定めている利用料等については該当する項目を記入すること。

### 4 食事等の提供

(1) 食事の提供                      あり (                      円) ・ なし

(2) おやつの提供                    あり (                      円) ・ なし

第 3 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所  
申請者 施設名  
氏 名

年度 一時預かり事業（幼稚園型）委託費請求書

このことについて、春日井市一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱第 8 条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 添付書類

一時預かり事業（幼稚園型）実施状況確認書（第 4 号様式）

第 4 号様式（第 8 条関係）

年度      一時預かり事業（幼稚園型）実施状況確認書      施設名\_\_\_\_\_

| 単価 | 利用児童数 |   |   |    | 請求額 | 備考 |
|----|-------|---|---|----|-----|----|
|    | 月     | 月 | 月 | 合計 |     |    |
| 円  |       |   |   |    | 円   |    |
| 円  |       |   |   |    | 円   |    |
| 円  |       |   |   |    | 円   |    |
| 円  |       |   |   |    | 円   |    |
| 円  |       |   |   |    | 円   |    |
| 合計 |       |   |   |    | 円   |    |

第 5 号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

施設名

氏 名

年度 一時預かり事業（幼稚園型）実績報告書

春日井市一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

1 委託費総額 円

2 添付書類  
一時預かり事業（幼稚園型）実績調書（第 6 号様式）

## 第6号様式（第10条関係）

年度 一時預かり事業（幼稚園型）実績調書

施設名

[illegible]